

## 周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事を実施する際の注意事項

- ・土木工事には、建物の取り壊し・建築に伴う掘削や宅地造成に伴う盛土等があります。  
(届出が必要かどうか不明な場合は、亀岡市文化資料館へお問い合わせください。)
  - ・土木工事を実施する際の埋蔵文化財の対応(※2参照)については、届出者・届出の委任者・工事主体者・施工責任者・実際に工事現場で作業される業者等、その工事の関係者の皆さんにお知らせください。
- 1 文化財保護法(第93条第1項・第94条第1項)に基づき、『埋蔵文化財発掘の[届出・通知]』を工事の着手60日前までに提出してください。
    - 提出は2部必要です。添付書類も忘れずをお願いします。  
書類は、亀岡市文化芸術課(文化資料館)を通じて京都府教育委員会に提出されます。この届出に基づいて京都府教育委員会は、工事内容に応じて当該埋蔵文化財への対応を指示することができます。(文化財保護法第93条第2項・施行令第5条第2項)指示内容は文書で通知します。
  - 2 埋蔵文化財の対応について  
対象地・面積・掘削深度等により、大きく分けて3つの対応となります。
    - 1 発掘調査(試掘・確認調査)
    - 2 立会調査
    - 3 慎重工事※試掘調査で遺構が確認された場合、面的な発掘調査が必要となる場合があります。
  - 3 埋蔵文化財の対応について、亀岡市文化芸術課(文化資料館)と協議してください。
    - 1 発掘調査(試掘・確認調査):協議の必要がありますので、早めにご連絡ください。
    - 2 立会調査:工事着手1週間前までに、工事日・掘削開始時間をご連絡ください。立会調査の担当者として日程調整を行います。
      - 立会調査の日は開庁日(火曜日～金曜日9:00～17:00)でご協力をお願いします。
      - 工事の予定日が変更となった場合は速やかにご連絡ください。
    - 3 慎重工事:工事掘削は、届出内容に沿った最低限のものにとどめ、注意深く行ってください。工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに文化資料館にご連絡ください。

### ◆連絡先◆

亀岡市文化芸術課 文化資料館  
TEL: 0771-22-0599  
FAX: 0771-25-6128  
E-mail: bunka-siryoukan@city.kameoka.lg.jp